# 第15編 技術管理

## 第1章 公共事業と技術管理の経緯

#### 第1節 平成に入ってからの経緯

平成に入ってからは、公共事業のあり方や建設業 の将来が問われる時代になっている。

社会インフラの整備水準が向上するとともに社会も成熟し、人々が求めるものも一様でなくなり、公共事業に対するニーズも多様化しているため、そのプロセスや手続き論が重視され、発注者側の説明責任が求められる。

また、昭和の高度経済成長期に整備された社会資本は急速に老朽化が進んでおり、今後、これらの維持管理・更新をいかに効率的に対応していくかが大きな課題である。

一方で、公共事業の減少による価格競争の激化 は、建設業の経営を取り巻く環境の悪化を招き、ダンピング受注等による建設企業の疲弊は下請企業へ のしわ寄せとなり、結果として現場の技能労働者の 高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が 生じている。

こうした問題を看過すれば、建設工事の担い手が 不足して、工事の適正な施工が確保できなくなる懸 念が発生する。

このような背景のもと、今後も公共工事の品質を 確保していくためには、単に規則や仕様書などを制 定するだけに留まらず、多面的な技術管理に取り組 む必要がある。

#### 第2節 建設リサイクル法

#### 1. 概要

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (以下、「建設リサイクル法」という。)は、特定建 設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の促進等を目的に、平成12年5月31日 に公布され、平成 14 年 5 月 30 日から完全施行され た。

建設リサイクル法の主な内容は、①建築物等に使用されている建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の義務付け、②発注者又は自主施工者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への書面による報告の義務付け、③解体工事業者の登録制度や技術管理者による解体工事の監督の3点である。

#### 2. 国の取り組み

表 15-1-1 国の取り組み

年 月	内 容
平成 13 年 1 月	建設リサイクル法基本方針
平成 14 年 5 月	建設リサイクル推進計画
	2002
平成18年6月	リサイクル原則化ルール
平成 20 年 4 月	建設リサイクル推進計画
	2008
平成 21 年 3 月	建設リサイクル推進計画
	2008(関東地域版)
平成 26 年 9 月	建設リサイクル推進計画
	2014
平成27年7月	建設リサイクル推進計画
	2015(関東地域版)

#### 3. 栃木県の取り組み

栃木県では、平成14年3月に、建設リサイクル法第4条に基づき、「栃木県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(以下、「指針」という。)を定めた。

指針では、本県の分別解体等及び再資源化等の基本的方向、届出等の対象となる建設工事の規模基準等や再資源化等の目標、促進方策等、円滑な建設リサイクルを図るための県の考え方を示している。

#### 第15編 技術管理

また、平成15年2月には、栃木県建設副産対策協議会において、指針をもとに具体的な施策、数値目標等を盛り込んだ「栃木県建設リサイクル推進計画2002」を策定した。

その後、平成24年4月に、国の計画を踏まえるとともに、栃木県建設リサイクル推進計画2002の目標値の達成状況を考慮し、栃木県における新たな目標値を設定した「栃木県建設リサイクル推進計画2012」を策定し、建設リサイクルの推進を図り、最終年度の平成27年には目標としていた数値をすべてクリアした。

平成28年度は、「(仮) 栃木県建設リサイクル推進計画2016」を策定し、更なるリサイクルの推進を図っていく。

#### 4. リサイクルの状況

表 15-1-2 栃木県建設副産物実態調査集計結果

————————————————————————————————————				
品目	₹	年度		
ПП	=	H25	H26	H27
アスファルト・	<b>正次</b> 派	99.3%	99.2%	00.50/
コンクリート塊	再資源	99.3%	99.2%	99.5%
コンクリート塊	化率	99.4%	99.4%	99.6%
建設発生木	再資源	97.4%	96.6%	96.8%
材	化			
建設汚泥	・縮減	99.8%	98.5%	98.9%
	率			
建設混合廃	排出量	2351t	3386t	1887t
棄物	144山里			
建設廃棄物	再資源	99.2%	99.0%	99.3%
全体	化			
	・縮減			
	率			
建設発生土	有効利	97.1%	96.3%	96.9%
	用率			

#### 第3節 公共工事コスト縮減

栃木県における公共工事コスト縮減対策は、厳し い財政下、公共工事を効率的に執行することが必要 との認識から、平成9年9月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」(以下、「行動計画 1997」という。)を策定し、コスト縮減の取組みを開始した。行動計画 1997 では公共工事の執行方針の改革、従来工法から新工法への変革等を進め、平成9年度から11年度までの3年間の取組みにおいて、数値目標であった10%(平成8年度基準)をほぼ達成した。

平成 13 年4月には、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、工事コストの低減に加えて、工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減を含めた総合的なコスト縮減について取組みを進めた。その結果、平成 16 年度では約 14%(平成8年度基準)のコスト縮減を達成した。

平成17年6月には、公共事業の構想・企画計画から建設、維持管理までのすべてのプロセスをコストの観点から見直す「公共工事コスト縮減行動計画2005」を策定し、全庁あげてコスト縮減に取組んだ。その結果、平成21年度には目標の15%(平成16年度基準)に対し、15.5%のコスト縮減を図った。

その後も厳しい財政状況が続く中、公共事業を効率的かつ効果的に執行するとともに、適正な価格で良質な社会資本の整備を図り、「とちぎ未来開拓プログラム」を着実に推進するため、平成22年7月に「公共工事コスト縮減行動計画2010」を策定した。この計画では、15%(平成16年度基準)の水準を5年間維持することを目標とし、これを達成した。

平成27年度以降については、具体的な数値目標は設定していないが、公共事業の構想・計画段階から維持管理までの全てのプロセスにおいて、引き続きコスト縮減に努めている。

表 15-1-3 栃木県の取り組み

年 月	内 容
平成9年9月	公共工事コスト縮減対策に
	関する行動計画
平成 13 年 4 月	公共工事コスト縮減対策に
	関する新行動計画

平成 17 年 6 月	公共工事コスト縮減行動計
	画2005
平成 22 年 7 月	公共工事コスト縮減行動計
	画2010

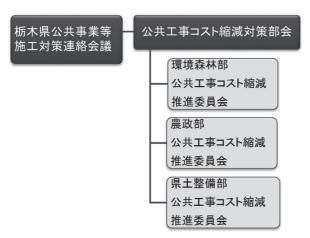


図 15 - 1 - 1 組織体制

表 15 - 1 - 4 コスト縮減実績 (H16 基準)

年度	縮減目標	縮減実績
	(%)	(%)
H17	3.0	4.7
H18	6.0	8.3
H19	9.0	9.2
H20	12.0	12.0
H21	15.0	15.5
H22	15.0	15.7
H23	15.0	15.9
H24	15.0	15.7
H25	15.0	15.4
H26	15.0	16.2

### 第2章 品確法

# 第 1 節 公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17.3.31)

公共工事の工期、品質、安全性などの価格以外の 要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する 総合評価落札方式は、大規模かつ難易度の高い工事 を対象に限定的に適用されてきたため、適用実績は ごくわずかであり、公共工事については、公共投資 が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低 価格による入札やくじ引きによる落札者が急増した ことにより、技術力のない建設業者が施工し、ひい ては公共工事の品質低下を招くことが懸念されてい た。

こうしたことから、国では、すべての公共工事の 入札契約に総合評価落札方式を適用するなど、公共 工事の品質確保を図るため、平成17年4月「公共工 事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が施行 された。

同年8月には、品確法の規定に基づき、「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」が閣議決定され、9月には「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」が公表された。当該ガイドラインでは、特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において、総合評価落札方式を適用することを基本に、公共工事の特性(規模、技術的な工夫の余地)に応じた総合評価落札方式を選択できるよう、その具体的な運営の指針を提示した。

#### 入札契約制度の更なる改革

・平成 18 年 6 月には、「公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置に関する指針」の一部改正 があり、一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の 拡充、予定価格等の事後公表の推進及び官製談合の 排除・防止の徹底等が明記された。

- ・平成19年3月には、官製談合防止法の一部改正があり、職員による入札等の妨害の罪の新設等が明記された。
- ・平成 23 年8月には、「公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置に関する指針」が一部改正 され、予定価格、調査基準価格・最低制限価格の事 後公表や地域維持型 J V の導入等が明記された。

# 第2節 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正(H26.6.4)

平成26年6月には、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「品確法」、「入契法」及び「建設業法」のいわゆる「担い手3法」が改正され、平成27年4月1日から本格施行された。

#### (品確法の改正)

目的:公共工事の品質確保の促進

- ○基本理念の追加(将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等)
- ○発注者の責務の明確化(予定価格の適正な設定、 低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、 円滑な設計変更 等)
- ○多様な入札契約方式の導入・活用



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本 的・具体的措置を規定

#### (入契法の改正)

- ○ダンピング対策の強化(ダンピング防止を入札契 約の適正化の柱として追加)
- ○契約の適正な履行(施工体制台帳の作成・提出義 務を拡大)

#### (建設業法の改正)

○建設工事の担い手の育成・確保(建設業者、建設 業者団体、国土交通省大臣による担い手の育成・確 保の責務)

○適正な施工体制確保の徹底(業務区分を見直し、 解体工事業を新設、建設業の許可等について暴力団 排除条項を整備)

#### 第3節 発注関係事務の運用に関する指針

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者(以下「発注者」という。)を支援するための国が定めたものである。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情

等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめられたものである。

各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等に対して、各発注者における発注関係事務の適切な運用を図ることが目的とされている。

運用指針の内容は発注関係事務全般について多岐にわたるものであるが、主なポイントを図 15-2-1「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」、図 15-2-2「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」対して以下に整理される。

#### 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは:品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- ▶各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- > 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

#### 必ず実施すべき事項

#### 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、最新の積算基準を適用する。

#### 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項 第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

#### 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低 制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事 後公表とする。

#### 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切** に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工 期の適切な変更を行う。

#### 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施 状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い 、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を 通じて、国や都道府県の支援を求める。

#### 実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約** 方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用 する。

#### 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

#### 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

#### 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答 に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受 注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工 事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

#### 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

#### 図 15-2-1 (国土交通省運用指針参考資料)

#### 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」について(概要)

運用指針とは 品確法第22条に基づき、公共工事の発注者を支援するため、発注者共通の取組事項を国が定めるもの。

- ・市町村を含むすべての発注者が「発注者の責務」(品確法第7条)を果たすため、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を 適切かつ効率的に運用できるよう、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、体系的にまとめる
   ・地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤の確保を可能とするための取組と、発注者の体制整
- 備等に向けた取組を具体的に記載
- 本指針に基づく各発注者の実施状況を定期的に調査・公表するとともに、必要に応じて指針そのものを見直し

#### 担い手の育成・確保のための取組

#### 予定価格の適正な設定

- 実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする 「歩切り」は行わない(品確法第7条に違反)

低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底 (これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。)

#### 発注・施工時期の平準化

- 建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- 債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- 発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

- 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等(登録基幹技能者)を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他 の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

#### 多様な入札契約方式の選択・活用

• 地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

#### 発注者の体制整備等に向けた取組

・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既 存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者から の相談にきめ細やかに対応

・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注 担当職員の育成に積極的に取り組む

#### 外部の支援体制の活用

- 国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施でき る外部の者や組織を活用
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・ 活用等を促進

#### 発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の 標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注 者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進
- 一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応の ため、発注者を支援する方式を選択・活用

#### ➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

#### 図 15-2-2 (国土交通省運用指針参考資料)

#### 第4節 総合評価落札方式

#### 1. 概要と意義

厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している 中、公共工事の受注をめぐる価格競争が激化してお り、著しい低価格による入札(ダンピング受注)、手 抜き工事や工事中の事故、下請業者や労働者へのし わ寄せ等が懸念されている。

このような背景から、平成17年4月に施行された 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、 「品確法」という。) においては、「公共工事の品質 は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考 慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約が なされることにより確保されなければならない」と 規定され、公共調達は、価格と価格以外の要素を総 合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする「総 合評価落札方式」によることが原則となった。

総合評価落札方式を適用することで、優れた技術

的能力を有する者が施工者となり、ひいては工事の 品質が向上し、将来に渡り県民に利益がもたらされ ることとなる。

#### 2. 栃木県の取り組み

栃木県では、平成17年度から総合評価落札方式に よる工事発注の試行を開始し、順次対象工事を拡大 してきた。

また、建設コンサルタント業務等は、価格競争入 札方式による調達を主とし、特に技術的難易度が高 い案件については平成14年から標準プロポーザル方 式で実施してきた。その後、国土交通省で、平成20 年度より総合評価落札方式を導入し、平成21年度に プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入 札方式の使い分けや運用方法の標準を定めた「建設 コンサルタント業務等における入札・契約手続きに 関するガイドライン」を策定し運用を開始したこと から、本県においても、平成25年度から、総合評価 落札方式の試行を開始し、価格と品質に優れた公共 調達に努めている。

#### 表 15-2-1 栃木県における総合評価落札方式の経過及び実施件数

年	<b>∀</b> ∇ . \Β	県土整備部
度	A B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	実施件数
Н	○「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行(4月1日)	13 件
17	○「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」閣議決定(8	
	月 26 日)	
	○「土木部建設工事総合評価落札方式試行要領」制定(10月25日)	
	価格点 90 点 価格以外の評価点 10 点	
	対象工事:土木一式工事・鋼橋構造物	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」を制定(7月1日)	36 件
18	価格点 90点 or80点 価格以外の評価点 10点 or20点	
	対象工事:PC 構造物・建築一式工事を追加	
	農務部・林務部においても試行開始	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(6月1日)	78 件
19	価格点 80点 価格以外の評価点 20点を標準	
	対象工事: アスファルト舗装工事を追加	
	評価基準: C タイプ (アスファルト舗装工事)・D タイプ (鋼橋梁上部工・PC 橋梁上部工) を追加	
	○「一般国道 400 号下塩原第一トンネル(仮称)本体建設工事に係る技術提案型総合評価落札方式試行	
	要領」制定(9月6日)	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(7月1日)	151 件
20	価格点 100点 価格以外の評価点 25点 に改定	
	対象工事:建築設備(電気・管)工事を追加	
	評価基準:各評価項目の配点・評価基準見直し	
	B タイプ・D タイプに評価項目を追加 E タイプ(電気・管)を追加	
	○「建設工事技術提案型総合評価落札方式試行要領」制定(9月24日)	
	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(10月31日)	
	評価基準:D タイプ 一部評価項目を改正	
	○標準型(加算方式)の試行(11月4日)	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(4月1日)	172 件
21	工事成績評定点の端数処理方法「小数点以下第2位四捨五入」から「小数点以下切捨て」に変更	
	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(6月1日)	
	施工計画の評価において、0点による入札無効の扱いを取止め。	
	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(7月7日)	
	対象工事:機械器具設置工事を追加	
	評価基準:B タイプ(施工実績)配点見直し F タイプ(機械器具設置工事)を追加	
Н	〇「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(7月1日)	114 件
22	対象工事: 塗装工事を追加	
	評価基準:A~F タイプの配点及び評価基準見直し D タイプの一部評価項目を改正	
	A-Ⅱ タイフ゜(土木一式工事)・G タイフ゜(塗装工事) を追加	

#### 第 15 編 技術管理

Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(7月1日)	110 件
23	総合評価指名競争入札方式の試行	
	企業の信頼性評価における地域貢献の地域活動の実績の評価項目追加	
	○鋼橋上部工事・PC 橋上部工事における配置予定技術者の国家資格等の設定(8月1日)	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(7月1日)	94 件
24	配置予定技術者の CPD を評価	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(4月1日)	77 件
25	企業の信頼性における地域貢献に BCP 認定実積の評価項目追加	
	○「栃木県県土整備部所管建設工事関連業務委託に係る総合評価落札方式による指名競争入札試行	
	要領」制定(9月10日)	
	価格点 100点 価格以外の評価点 25点	
	対象工事:【A-I】土木関係建設コンサルタント業務	
Н	○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行(6月4日)	54 件
26	○「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」閣議決定(9	
	月 30 日)	
	○「発注関係事務の運用に関する指針」策定(1月30日)	
	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(4月1日)	
	評価基準:Dタイプの一部評価項目を改正	
	○「栃木県県土整備部所管建設工事関連業務委託に係る総合評価落札方式による指名競争入札試行	
	要領」改定(7月10日)	
	対象工事:【A-Ⅱ】建築関係建設コンサルタント業務(工事監理業務を除く。)を追加	
	【B】 建築関係建設コンサルタント業務(工事監理業務に限る。)を追加	
Н	○「栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領」改定(4月1日)	64 件
27	評価基準:若手技術者の工事経験を評価項目に追加、入札書と価格以外の評価資料の提出時期変	
	更(同時期提出)	
	○「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」制定(4月1日)	
	○「栃木県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領」制定(2月1日)	
	価格点 100点 価格以外の評価点 25点 施工体制評価点 -10点	
	施工体制確認審査の追加、価格点の算出方法の変更、中間点の算出方法の追加	
	○「栃木県県土整備部所管建設工事関連業務委託に係る総合評価落札方式による指名競争入札試行	
	要領」改定(6月10日)	
	対象工事:【A-Ⅲ】建築関係建設コンサルタント業務(業務経験を重視する業務の場合。工事監理	
	業務を除く。)を追加	
	○「栃木県県土整備部所管建設工事関連業務委託に係る総合評価落札方式による指名競争入札試行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	要領」改定(9月10日)	
	対象工事:【A-Ⅲ】土木関係建設コンサルタント業務(業務経験を重視する業務の場合。)を追加	
	○「栃木県建設関係業務委託履行確実性確認型総合評価落札方式試行要領」制定(2月1日)	
	価格点 100点 価格以外の評価点 25点 履行確実性評価点 -10点	
	履行確実性確認審査の追加	

## 第3章 県土整備部のシステム

#### 第1節 システム化の経緯

#### 1. 概要

平成7年度に「土木行政総合情報化推進計画」及び 「同アクションプログラム」を策定し、本格的な情報 化時代の土木情報化戦略を明示した。

同計画については、見直しを繰り返しつつ平成22 年度に概ね目標を達成したことから、新たな計画は ④電子入札システム 策定せず、近年は、前計画における詳細部分について、インターネット上で入札 各システムの改築に取り組んでいる。

世間の情報化の波が、Windows95から、NT、XP、7 へとオペレーションシステムが進化していく中、土 ⑥GIS(地図情報システム) 木で扱うシステムもバッチシステムからサーバーに よるオンライン方式、Web 方式へと変遷している。

システムを扱う端末装置についても、デスクトッ プ型の専用端末からノートブック型のマロニエ共用 ⑧電子閲覧連携システム 端末となり、作業場所も OA 室から、自分の机上で行 設計図書の電子化を補助 えるようになった。

#### 2. 土木行政総合情報化推進について

電子県庁やCALS/ECなど現代のIT化に対応した土 木行政の情報化をより強力に推進することを目的と して、

- ① 既存の情報基盤の統合と共有化
- ② CALS/EC の推進を行い、県土整備部の総合情報 化を計画的に取り組んでいる。

基本方針として、

- ① 土木行政の効率化、迅速化
- ② 情報基盤の統合と共有
- ③ 県民サービスの向上と透明性の確保 としている。

#### 3. 主な県土整備部のシステム

①土木設計積算システム

土木工事費用・委託業務費用の算出、設計書印刷

②工事執行管理システム

予算管理、起工~検査・監査・会計検査事務処理

③PPI (入札情報システム)

公共事業の入札情報公開

⑤道路河川砂防占用等許可システム

道路・河川・砂防区域における占用許可事務処理

電子地図上で土木施設管理情報を共有

⑦県土防災センター

県土整備部各課で所管する防災情報を一括管理

#### 表 15-3-1

土木行政約	総合情報化シ	ステム			
項目	(1)設計積算システム	(2)工事執行管理システム	(3) P P I 電子入札システム	(4)道路河川砂防占用 許可システム	(5)建設業総合管理シス ム (監理課所管)
1 処理内容	一般土木、橋梁、機械 設備、電気設備の工事 費算定。測量、調査、 設計業務委託の算定		共工事等の入札情報を	道路、河川、砂防区域 における占用許可事務 処理	
2 システム概要	システム老朽化にともないH21プロポーザル 方式によりシステム再 開発。H22.1運用開始 CS方式_ESTIMAV4 (占用端末) ↓ TS方式_ESTIMAV5 (マロニエ端末) ・H28年1月に機器を更 新し、データやプログ ラム等資産を移行し た。	ない新システムの再構 築に着手。 H16.4から運用開始 Web方式、マロニエ利用	ジステム老朽化に伴いH20 に再開発(ASP移行)。 H21.5 ASPサービス利用に よるジステム運用開始。専 用端末&マロニエ端末。 工事執行、農林工事、 建設業ジステムとデータ連携	新:Web方式	H14から工事執行管理 ジステムと統合したシステム開発に着手し16.4並 用開始。 Web方式、マロニエ利用
3 旧システム開発 時期	H6~H7/H7~H13 H13~14/H14~H21	H2∼H6∕H6∼H15	H14~H15/ PPI:H15~H21 電入:H16~H21	H8∼H9∕H10∼	H8∼H9∕H10∼
4 現システム開発 /運用時期	H21/H21~	H12~H15/H16~	H20∼H21∕H21∼	H16/H17~	H14~H15/H16~
項目	(6) 県土防災センター	(7)道路管理情報システム	(8) G I S	(9) 電子閲覧連携システム	
1 処理内容	分散している土木情報の統合・連携を行い、県土整備部の災害対応の拠点	道路情報板や路面冠 水情報、気象情報な どの道路情報を収集・ 制御するシステム	効率的な土木施設管 理を目的として、各種 情報を共有・連携でき る地理情報システム	設計図書の電子化を補助し、作成した設計図書をPPIへ自動連携させるシステム	
2 システム概要	H16 標準プロポーサブル 方式により基本計画 策定。H19年度新庁 舎整備に併せて整 備。H20.2運用開始。	H17設計業務 H18 本システム開発 業務委託 H19 運用開始	H14~H20 砂防·河川·都市·道路·統合型·公開型各GIS構築	電子閲覧の実現へ向け、課題であった事務量の増大を解消するため、H22.11から開発に着手。H24.3構築完了。H24年.7稼動開始。	
3 旧システム開発 時期					
4 現システム開発 /運用時期	H16~H19/H19~	H16∼H19	H14∼H20	H22~H23/H24~	

#### 第2節 設計積算システム

本県における設計積算システムは、昭和53年に バッチシステム、昭和63年に市販のオンラインシ ステム、そして平成7年10月に分散処理方式のシ ステム(スタンドアローン方式)が導入された。分 散処理方式のシステムは、各事務所に5~6台の 端末が設置され、データの修正や単価改定は検査 指導課からリモートメンテナンスで行い、事務所 の端末は常に最新のデータを保有していた。積算 においては各端末のデータを使用することから、 オンラインシステムにあった運用時間の制限がな くなった。 さらに、平成22年1月からはターミナルサービス方式を導入し、積算担当者はマロニエ端末で設計積算システムの利用が可能となった。また、設計書の保存方式は集中管理方式とされ、MOが廃止された。追加機能としては、平成23年4月から単品スライド判定機能、同10月から交通誘導員配置日数及び水替日数を自動算出する連携機能の運用を開始した。また、平成23年11月から積算補助業務の運用開始に伴い、Excelで作成した単抜き設計書をシステムに取込み、金入り設計書を自動創生する機能の運用を開始し、平成25年10月には施工パッケージ型積算方式を導入するなど機能を拡充し、利便性の向上を図っている。

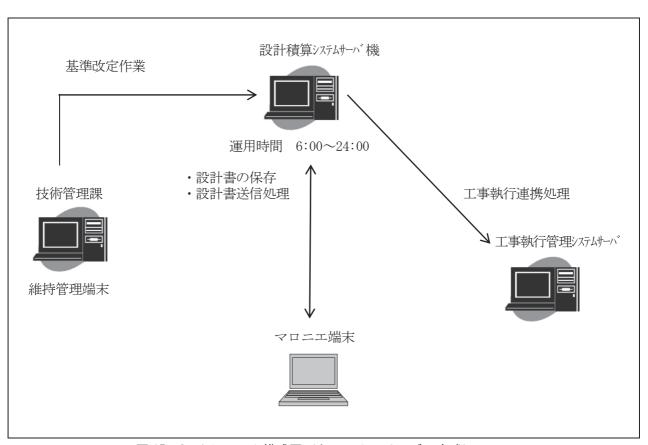


図 15-3-1 システム構成図 (ターミナルサービス方式)

#### 第15編 技術管理

#### 第3節 工事執行管理システム

本システムは、工事・委託関係の一連の流れ(設計書鏡の作成から検査結果の入力、支払い等まで)、各種台帳による事業・予算・工事関連事項の管理、監査・会計検査関係帳票の作成、国への報告書等をシステム化したものである。

事務事業の見直しの中で、工事の進行管理や予算管理など各事務事業の一元化及び電算による省力化・効率化を図るものとして重点的に位置付けられたもので、平成2年(1990)から開発に着手、平成6年度(1994)に運用を開始したシステムである。

端末機器の製造中止やシステムの OS の老朽化などの理由により、平成 12 年度からシステムの再開発に着手した。

災害・用地システムを統合した土木行政総合情報システムとして平成16年4月から運用を開始し、以前のクライアントサーバ方式から端末機器や0Sに左右されないWeb方式にシステムを再構築した。その際には、建設業総合管理システム・入札情報システム・道路河川砂防占用等許可システムと運用機器を統合し、維持管理コストの縮減を図っている。現在は、建設業総合管理システム・道路河川砂防占用等許可システムと運用機器を共同利用している。

表 15-3-2 現在のシステム機能

実施計画サブシステム	予算管理、交付申請、箇所付け、枠配分、繰越管理
工事実施サブシステム	当初実施、変更実施、工事検査、支払い、下請情報等
進行管理サブシステム	執行計画、執行状況、実績報告、帳票印刷等
台帳管理サブシステム	箇所表、事業台帳、工事台帳、契約・予算執行状況表等
補助金受入サブシステム	台帳創成、受入簿、支払簿、支出内訳、仕訳書等
監査サブシステム	台帳創成、台帳修正、帳票出力等
会計検査サブシステム	台帳創成、調書修正、帳票出力等
災害管理サブシステム	災害登録、査定資料、成功認定資料、再調査資料、連携等
運用管理サブシステム	受信リスト照会、排他解除、帳票職名編集等
用地サブシステム	箇所情報、契約、登記、検査、支払い、報告書等
他システム連携サブシステム	支出負担行為等

#### 第4節 CALS/EC の推進

#### 1. 電子納品

工事、業務委託の成果品を電子化しており、国土交通省及び農林水産省が策定した電子納品関連要領・基準を補完する「電子納品運用に関するガイドライン(栃木県)」を平成14年2月に作成した。図面については「BVCAD」を導入し、平成14年2月に作成した「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン」に基づき、発注図・完成図等をCADで作成・編集している。なお、両ガイドラインは逐次改定を実施している。

#### 2. 県土整備部 GIS

県土整備部の GIS は、地図上でさまざまな位置情報とそれに関連する属性情報を集約することで、土木に関する情報 (施設台帳等)の一元管理・情報の共有化を目的としている。平成 13 年に砂防 GIS の基本設計が始まり、以後、公開用 GIS・統合型 GIS・河川 GIS・道路 GIS・都市 GIS が開発された。搭載されている主なデータは以下のとおりである。

統合型:現地災害情報、航空写真(環境森林部)、ボーリング柱状図、測量基準点

砂 防: 土砂災害危険箇所、地すべり危険箇所、砂防 指定地

河 川:浸水想定区域、重要水防箇所、ダム施設

道路:緊急輸送路、道路台帳、舗装台帳、標識台帳、 橋梁台帳、異常気象時特殊通行規制区間、交 安法指定通学路、防災点検箇所

都 市:都市計画総括情報、下水道台帳

公開用: 土砂災害危険箇所マップ(砂防水資源課)、 浸水想定区域(河川課)、ボーリング柱状図 (技術管理課)

#### 3. 電子入札システム・入札情報システム

CALS/EC 整備基本計画に基づいて、平成 14 年 7 月 に開発に着手し、入札情報システムは平成 15 年 10 月に、電子入札システムは平成 16 年 4 月に運用を開始した。当初は対象案件を一部に限定していたが、順次拡大し、平成 19 年度より「県土整備部、環境森林

部、農政部、企業局の発注する建設工事及び建設工事関連業務委託の全て(ただし随意契約を除く)」を対象案件とした。その後、旧システムの老朽化への対策や電子閲覧の実現等を目的として、平成20年度にシステムの再構築に着手し、平成21年5月より運用を開始した。新システムはASP(Application Service Provider)方式を採用しており、県が機器等を保有せず、業者が保有し提供する電子入札システム及び入札情報システムを有料で利用している。平成23年7月から警察本部での運用が開始された。

#### 4. 道路河川砂防占用等許可システム

平成7年度から占用等許可に係る事務のシステム 化に取り組み、平成9年度に開発を完了し、平成10 年度に運用を開始した。その後、旧システムの機器の 老朽化から、平成16年度に再構築に着手し、平成17 年度より運用を開始した。新システムは土木行政総 合情報システムの一部として開発しており、道路法、 河川法、砂防条例に基づく占用や制限行為の許可業 務を効率的に行うことを目的として、回議書や許可 書の作成、許可台帳の管理、占用料の計算、継続申請 の一括更新、各種集計などを行っている。

## 第4章 工事検査

#### 第1節 工事検査とは

工事検査は、県等が発注した工事について、契約の適正な履行を確保し、出来形、品質、性能・数量等について契約設計図書どおり実施され、工事の目的が達成されているかを確認するために実施するものである。

公共工事の目的物である公共施設は、規模が大きく、品質などに問題が発生した場合、その交換等は容易でなく、また、修復にも相当な時間と費用を要することから、工事過程の各段階から施工状況の確認及び評定等を適切に実施することが重要になる。

そのため、工事検査には、法に基づく工事目的物が契約図書どおり出来ているかの給付の完了の確認のための検査と、工事中および完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

#### 第2節 検査の根拠法令等

公共工事の請負契約を締結した場合は、国においては会計法、県等の地方公共団体においては地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により、給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないことが定められている。そして、その監督及び検査の方法は、地方自治法施行令第 167 条の 15 及び栃木県財務規則第 145 条(以下「規則」いう。)で定められている。

そのほか、公共工事の実施については「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(適正化法)」(平成13年4月施行)や「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」(平成17年4月施行)により、入札、契約制度の透明性の確保を図るとともに、発注者の責務において工事の監督と検査、工事中や完成時の施工状況の確認及び評価等を適切に実施しなければならないこととなっている。

このうち、品確法に基づく技術検査は、公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することも目的であり、工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価され、建設業全体としての技術のレベル向上に資するものとなっている。

これらの法令に基づき、栃木県が行う検査に関して必要な事項を定めたものが「栃木県建設工事検査規程」(以下、「規程」という)であり、工事検査に必要な事項を定めたのが「栃木県工事検査要領」(以下、「要領」という)である。さらに「要領」の技術的事項を定めたものが「栃木県工事検査技術基準」であり、工事成績の評定を定めたものが「栃木県県土整備部工事成績評定要領」である。これらにより、現在の検査体系が確立されている。

#### ○検査の根拠法令等

- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項(契約の履行の確保)
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15(監督又は検査の方法)
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 127 号)

第6条第1項(発注者の責務)

・栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第145条(監督又は検査)第147条(検査調書)

#### ○検査規程

- ・栃木県建設工事検査規程 (昭和49年栃木県訓令第6号)
- ・栃木県建設工事契約書 第32条(検査及び引き渡し)
- ○検査の技術的基準等
- ・栃木県工事検査要領 (平成28年4月1日から施行)

· 栃木県工事検査技術基準

(平成28年4月1日から施行)

・栃木県県土整備部工事成績評定要領 (平成25年4月1日改訂)

#### 第3節 検査の種類

検査の種類は、栃木県建設工事検査規程第3条に おいて次のように規定されている。

#### 1. 完成検査

工事契約書第32条に基づく、工事の完成を確認するための検査である。

請負者から工事完成通知書を受けた日から14日以内に行う。

契約上の検査と技術検査との両方の適合の有無を確認するもので、合格すれば発注者から受注者へ請 負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引 き渡される。

#### 2. 出来形部分検査

工事契約書第38条(部分払)に基づき、工事の完成前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において、工事の部分払い相当分の引き渡しを受けずに出来形を確認するための検査である。

また、工事契約書第39条(部分引き渡し)に基づき工事目的物の一部分の引き渡しを受けるため、完成を確認するための検査がある。

両検査とも、請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。

更に、請負代金の一部支払いを伴わない工事契約 書第34条(部分使用)に基づく出来形部分検査がある。

#### 3. 中間検査

工事の完成前において事後に確認することが困難 な場合、その他特に必要があると認められる場合に 工事施工の途中で行うものである。

県土整備部においては、原則として当初契約金額 5,000万円以上の工事、或いは、総括監督員が必要と 認めた工事を対象として実施する。(維持工事は実施 しない)

#### 第4節 検査の区分

検査区分については、平成19年度の検査員の本庁 統合化に伴い見直しを行い、従来の「栃木県財務規 則」で「所長専決」であった5,000万未満100万円 以上の工事・委託業務の検査を「検査班長専決」に 改定し、次のとおりになる。

工 事 最終請負額 100 万円以上

業務委託 最終委託料 100 万円以上

※1 積算業務委託等は事務所検査

※2 本庁発注分については全額本庁検査

#### 第5節 検査件数

検査件数の推移は表 1 5 - 4 - 1 のとおりである。 土木工事のうち、平成 18 年度までの中間・完成検査は、請負額 5,000 万円以上の本庁検査の件数であり、平成 19 年度以降は、検査員の統合に基づく本庁検査の件数である。

建築工事の検査は、全件数とも本庁検査である。

表 15-4-1 年度別検査件数

平成年	£	: 木工 🗄	<b>=</b>	延	単築 エ 🖺	<b>F</b>
平成平	件 数	中間	完 成	件 数	中間	完 成
10	4,302	157	555	570	352	199
11	3,489	144	425	534	337	184
12	3,123	62	211	376	219	142
13	3,206	81	131	336	194	126
14	3,296	45	83	356	188	146
15	2,239	25	49	265	147	107
16	2,319	91	151	240	121	118
17	2,056	182	209	283	157	125
18	2,142	159	498	302	179	121
19	1,773	150	1,287	170	76	91
20	1,946	146	1,429	306	175	122
21	2,005	84	1,511	415	226	178
22	1,719	69	1,418	264	121	139
23	1,845	59	1,567	286	132	147
24	1,698	54	1,445	260	124	133
25	1,642	78	1,368	314	158	156
26	1,393	50	1,215	363	181	182
27	1,416	80	1,180	213	112	101

(参考)抽出条件(データウェアハウスより)

 件
 数
 事務所検査を含めた総検査回数

 執行区分
 土木工事 = 1(工事請負:土木工事)

 建築工事 = 5(工事請負:建築工事)

 検査種別
 中
 間 = 2(出来形、既済) or 4(中間)

完 成 = 1(完成) or 5(一部完成)

検査場所 検 査 = 1(本庁)

#### 第15編 技術管理

#### 第6節 評定の項目及び評定の分担

請負工事は、平成9年度に「栃木県工事検査要領」 の第8条(工事成績の評定)に基づき、「栃木県県土 整備部工事成績評定要領」を定め、平成25年度の改 定要領によりの成績評定を実施している。

また、平成 20 年度に「栃木県県土整備部委託業務成績評定要領」を平成 21 年度には、「栃木県県土整備部建築設計等委託業務成績評定要領」を定め、平成 25 年度の改定要領のもとで成績評定を実施している。

評定は、当初及び完成時の請負・契約金額 500 万円以上の工事及び業務委託(ただし、建築業務委託は 100 万円)を対象に実施している。

建設工事の評定者については、「栃木県工事検査要領」第2条に定める検査員並びに「栃木県工事監督執務要領」第2条に定める総括監督員及び主任監督員、また、委託業務については、「栃木県業務委託検査要領」第2条に定める検査員並びに「栃木県業務委託監督執務要領」第2条に定める総括監督員及び主任監督員が、公平性、客観性を重視しながらそれぞれ立場での考査項目運用表により評価した工事成績採点表を基に実施している。

表 15-14-2 建設工事の評定項目と分担

	ı	ı
項目	種別	分担区分
施工体制	施工体制一般	主任監督員
	配置技術者	主任監督員
施工状況	施工管理	主任監督員 検査員
	工程管理	主任監督員
	安全対策	主任監督員
	対外関係	主任監督員
出来形及び	出来形	検査員
出来栄え	品質	検査員
	出来栄え	検査員
工事特性	施工条件等への対応	検査員
創意工夫	創意工夫	主任監督員
社会性等	地域への貢献	検査員
法令遵守		総括監督員

#### 第7節 検査業務の経緯

栃木県の検査業務は、土木部各課や土木事務所が 主体であったが、昭和 30 年代からの高度成長期に、 大規模な請負工事が発注され工事検査方法の統一性がないこと、積算基準が改定され、それらの作業が増えたこと、また技術指導への要望が高まったことなどから、検査方法の統一、積算の労務資材調査等を行うため、昭和39年(1964)10月に土木部監理課内に主幹室を設置したのが初めである。

その後、昭和 46 年(1971)4月に土木部検査室となり、昭和 49 年(1974)4月に土木部検査室が検査課となり検査業務は検査班に移行された。

さらに、昭和52年(1977)4月に検査課が検査指導 課となり、平成12年4月に技術管理課となり、現在 に至る。

検査の体制については、本庁の技術管理課の検査 班が実施する本庁検査と出先事務所等に配属された 事務所検査監が実施する事務所検査があり、請負額 等に応じて検査が行われていた。

しかし、公共事業費の重点化·集中化の方向から、 出先事務所間の事業量の差が拡大し、検査にかける 時間による「品質」「評定」等の格差が顕著化する等 から、全県で均一化を図る抜本的な改革が必要となった。

そこで、平成19年度から事務所の検査員を本庁技 術管理課の検査班として統合し、地域に偏らない検 査を確保することとなった。

○昭和60年度までの本庁検査

検査指導課検査班 最終請負額 1,000 万円以上 〇昭和 61 年度から平成 7 年度までの本庁検査

検査指導課検査班 最終請負額 2,000 万円以上

○平成8年度から平成18年度までの本庁検査

検査指導課検査班 最終請負額 5,000 万円以上 (平成 12 年度から技術管理課検査班)

#### 第8節 公共工事検査の一元化

検査体制については、平成23年12月の第309回 定例会(議会)において、「公共3部(県土整備部、農 政部、環境森林部)が実施している公共事業の検査 は、公平性を保つ意味で一つの統括した検査課等で 実施すべき」等の質問があり、これを受けてメリッ ト、デメリットを精査した結果、平成26年4月1日 から公共3部の検査体制の一元化の組織改編が行われ、県土整備部検査班として検査業務を集約することになった。

また、これに伴い建設工事等の検査に関する要領・基準等の統一に向けた精査が進められ平成28年4月1日から施行された。

この内、「工事成績評定」については、平成 28 年 度以降に「栃木県新技術研究会担当者会議」で公共 3 部の統合化検討を行う予定となっている。

#### 第9節 土木工事共通仕様書

栃木県土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)は、栃木県県土整備部が発注する河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、その他これらに類する工事に係る、栃木県建設工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

共通仕様書は、平成20年度、国土交通省関東地方整備局発行の「平成19年度 土木工事共通仕様書」の記載内容、章編成を尊重して栃木県版として作成されたが、国の仕様書に定めのない内容等の補足として作成していた「栃木県土木工事共通特記仕様書」を共通仕様書に取り込み、平成25年度版として改訂した。平成25年4月1日以降契約の工事から適用し、「栃木県土木工事共通特記仕様書」は平成25年4月1日以降廃止した。

今後は、国の基準・規格の改訂に伴い共通仕様書 を見直ししていく必要がある。

# 第5章 会計実地検査

#### 第1節 実地検査の記録

会計検査院法第23条第1項第3号の規定に基づき、 会計検査院が本県を検査対象として実施する会計実 地検査のうち、県土整備部に係る受検実績は、下表 のとおりである。記録が残っている平成14年度以降、 計28回の実地検査が実施されている。平成23年度 以降は、東日本大震災による会計検査院の配慮に伴 い年度ごとの検査実施回数に偏りがある。(表18-5-1)

表 18-5-1 会計実地検査受検状況

時期 時期		受検対象局名	対象局名 備考(会計検査院検査実施課室・検査班数 等)		
年度	開始	終了	文快对家问石	佣务(云引快且阮快宜关心珠主:快宜班数 寺/	実施回数
H28度	H28.04.18	H28.04.22	その他	第1局総務検査課復興検査室(6班)	1
H27度				実績なし	0
	H27.02.16	H27.02.20	都市局	第3局環境検査課(5班(県土3班、環森2班))	
1100 🛱	H27.02.02	H27.02.06	道路局	第3局国土交通検査第4課(5班)	٦ ,
H26度	H26.12.08	H26.12.12	住宅局	第3局国土交通検査第1課(5班)	4
	H26.06.09	H26.06.13	河川局	第3局国土交通検査第3課(4班)	7
H25度	H25.04.08	H25.04.12	都市局	第3局環境検査課(5班(県土4班、環森3班))	1
	H25.02.12	H25.02.15	道路局	第3局国土交通検査第4課(4班)	
	H25.02.04	H25.02.08	その他	第1局総務検査課復興検査室(5班)	
H24度	H25.02.04	H25.02.08	その他	第1局総務検査課(4班)	5
	H24.12.10	H24.12.14	河川局	第3局国土交通検査第3課(3班)	
	H24.11.12	H24.11.16	その他	第3局公共土木特別検査室(6班)	
H23度				東日本大震災につき、配慮された結果、実績なし	0
H22度	H22.11.15	H22.11.19	道路局	第3局国土交通検査第4課(4班)	1
H21度	H22.02.01	H22.02.05	住宅局	(3班)	,
HZI及	H21.11.16	H21.11.20	河川局	(3班)	2
	H20.11.10	H20.11.14	都市局	(4班)	
H20度	H20.05.19	H20.05.23	道路局	(4班)	3
	H20.04.21		その他	第5局特別検査課(4班)	
H19度	H20.01.15		住宅局	(5班)	2
111072	H19.11.12		河川局	(6班)	_
	H18.12.04		都市局	第3局上席調査官(5班)	
H18度	H18.05.29		住宅局	第3局国土交通検査第1課総括検査室(4班)	3
	H18.04.17	H18.04.21	道路局	(5班)	
H17度	H18.02.06		河川局	第3局国土交通検査第3課(4班)	2
	H18.01.23		その他	第5局経済産業検査課(7班)	<del>                                     </del>
H16度	H17.01.24		都市局	第3局上席調査官(7班)	2
	H16.05.10		道路局	第3局国土交通検査第4課(6班)	
H15度	H16.03.01		住宅局	第3局国土交通検査第1課総括検査室(6班)	1
H14度	H15.02.17	H15.02.21	都市局	第3局上席調査官(6班)	1

対象局別 受験回数	道路局	6
	河川局	5
	都市局	6
	住宅局	5
	その他	6
H14~28合計受験回数		28

## 第6章 県土防災センター

#### 第1節 整備の経緯と目的

#### 1. 整備経緯

現在の栃木県本庁舎の建て替えに併せて、本館 13 階に「県土防災センター」を整備し、平成20年2月 から運用を開始している。

#### 2. 整備目的

県土整備部における災害対策の拠点として、より 迅速な情報収集や対応の強化を図るとともに、県民 への情報提供サービスの向上及び施設管理の高度化 2. 整備効果 を図ることを目的としている。また、県民生活部消防 防災課所管の本館8階「危機管理センター」と情報を 相互に共有することで、災害対策の連携強化を図る ことも目的としている。

#### 第2節 センターの概要

#### 1. 施設概要

- (1) 設置場所 本館 13 階西側
- (2) 規模 床面積 150 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 執務室及びサーバ室

#### (4)配備機器

50 インチモニター 4台 26 インチモニター 4台 26 インチ TV モニター 8 台 DVD レコーダー 1台 大型カラープリンター 1台 FAX 4台 画像伝送装置 1式 衛星携帯電話 7台

- (1) 各課、関係機関のシステムの統合・連携(県 土防災センター内ネットワーク)
  - (2) 大型モニタによる各種情報の共有化
  - (3) 各種 GIS による台帳管理と基礎情報の共有化
  - (4) 防災情報等の県民へのインターネット配信

#### 3. 利用概要

#### 【災害時】

各種警報・地震時の待機・災害対策拠点、消防防災課 所管「危機管理センター」への情報提供拠点

#### 【平常時】

各種情報システムの管理運営、公共施設の日常管理拠点、 日常業務の会議室等

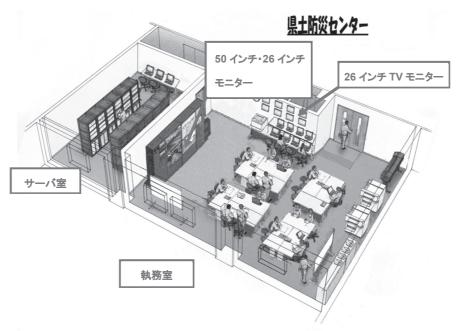


図 15-6-1 県土防災センター

#### 第15編 技術管理

# 4. 県土防災センターと危機管理センター(県民生活部消防防災課所管)のそれぞれの役割

#### 【県土防災センター】

目的:県内の河川、砂防、道路情報の把握

利用形態:各警報、注意報発令時の待機場所

県土整備部の災害対策拠点

#### 【危機管理センター】

目的:県内の災害状況把握、気象情報等の発信

利用形態:災害対策本部設置場所

各防災関係機関への情報伝達

#### 5. 県土防災センター運用要領

(1) 災害時等のセンター運用方法

#### ①活動体制

異常気象時の活動体制は、表 18-6-1 により県土防 災センターに集合して対応する。

#### 表 15-6-1 異常時の活動体制表

異常形態	異常時等の状況 (集合する基準)	対応課 (関係課)	栃木県災害対策 本部等設置時		
異常気象時	①大雨・洪水に関する警報 ②災害が発生した場合、もしくは発生 する恐れがある場合 ③大雪警報・大雪注意報 ④暴風警報	道路保全課  ②河川課  砂防水資源課  ③道路保全課	・県土整備部長 (本部会議) ・河川課長 (事務局会議) ・監理課総務主尊		
地震時	①震度4以上の場合 ②震度4大満でも広域的な被害があった場合		(事務局会議) ・河川課課長補佐 (本部連絡員)		
その他 (事故等)	①火山災害 ②火災事故災害 ③交通事故災害 ④放射性物質・危険物等事故 ⑤上記以外の重大な事件事故	砂防水資源課			
異常水質	①対策本部が設置された場合	道路保全課 ◎河川課 都市敷備課	・河川課長 ・都市整備課長		

※1 対応課欄の◎は、異常時におけるセンター執務室の管理者を示す。

#### ②活動状況の報告

異常時においてセンターでの活動を行った場合 には、以下の報告をするものとする。

- (ア)活動開始の報告(様式-1)
- ・・報告者(センターの管理者)
- (イ) 中間状況の報告(様式-2)
- ・・・報告者(被害発生施設の主管課)
- (ウ) 活動終結の報告(様式-1)
- · · · 報告者(最終活動主管課)

なお、栃木県が災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合を除くものとする。

#### ③活動状況の報告系統

活動状況については、対応課が以下の系統図により報告するものとする。

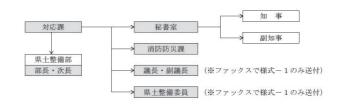


図 15-6-2 活動状況の報告系統図

#### ④時間外の対応

- (ア) 秘書室には、活動開始・活動終結等をファック スで報告するものとする。
- (イ)消防防災課には、原則として電話で報告するものとし、要請に応じて資料を提供するものとする。

#### (2) 平常時のセンター運用方法

#### ①活用目的

- (ア) 各種 GIS や現地情報を活用し、公共施設等の 日常保全業務を行うものとする。
- (イ) 日常業務の会議スペース等として活用する。なお、テーブル、椅子等の配置を変更した場合は使用前に戻すものとする。
- (ウ) 大型カラープリンターを活用した図面等の作成スペースとして活用する。

#### ②活用方法

会議室として活用する場合は、技術管理課にある 使用予約表(県土防災センター使用予定/鍵貸出し 簿)に記載し了解を得るものとする。

- ③県土防災センター室内の管理
- (ア) 県土防災センター室内等の管理者

県土防災センター室内等の管理者については、表 15-6-2により管理するものとする。

#### 表 15-6-2 室内等の管理者

表-2	室内等の管理者			
形態	センター執務室の管理者	サーバ室の管理者	什器・設備類の管理者	
平常時	技術管理課	技術管理課	技術管理課	
異常時	表-1異常時の活動体制表による			

<sup>※2</sup> 地震時震度5弱以上は自動的に『栃木県災害警戒本部』が設置され、6弱以上は『栃木県災害対策本部』が設置される。

#### (イ) 県土防災センター室内等の鍵の取り扱い

平日の就業時間内においては、技術管理課が管理 し、休日・祝日等の閉庁時は管財課(守衛室)が管理 するものとする。

#### (3) その他

この運用については、平成 20 年 4 月 24 日から適 用する。

#### 第3節 県土整備部震災対策

#### 1. 震災対策に関する計画・要領

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機 として、県内において発生が予想される大規模な地 震災害に対処するため、平成8年度に「<u>県土整備部震</u> 災対策計画」を定めた。

しかし、上位計画である「栃木県地域防災計画(震災対策編)」の度重なる改定と平成16年10月の新潟中越大震災の経験を受け、実用的で簡素な内容の行動マニュアルが必要となったことから、平成17年5月(平成19年9月改定)に「<u>県土整備部震災対策要</u>領」を策定した。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大 震災の教訓を活かし、公共土木施設等の点検範囲の 拡充、県土整備部本部・支部体制の見直し、初動体制 の行動マニュアル等の見直しを行った。

「同要領」においては、震度4以上の地震が発生した場合、県土整備部職員は県土防災センター及び必要な事務所に参集し、情報収集及び対策を行うこととしていたが、平成27年9月関東東北豪雨時に「特別警戒情報」が初めて発表され、その対応に苦慮したことから、行動を検証した上で、風水害を含めた災害に対応可能な統一した要領が必要とされたため、平成28年に「同要領」を「<u>県土整備部災害対策要領</u>」に改め、全ての大規模災害に対応可能な要領とした。

同時に、大規模震災時の初動対応について県土整備部各出先機関において、地震発生から 60 分以内の必要業務及び各業務の必要人数を整理し、参集可能人数の過不足を確認した上で、県土整備部緊急対策

要員(案)を策定することとなった。

#### 2. 災害時の協定・覚書

栃木県は、大規模災害時の被害状況把握並びに機能確保のため、平成9年1月に、栃木県建設産業団体連合会と「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書」及び「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定書」を締結した。

その後、平成17年10月に、「同合意書」の内容を 実現するため「同協定書」を破棄し「災害時の応急対 策業務の実施に関する協定書」を締結した。

「本協定書」により、業務協力者のリスト提出を規 定し、連絡体制の明確化や業務実施の手続きの規定、 労災適用が図られた。

また、同団体に未加盟の希望する企業とは、「災害時の応急対策業務の実施に関する覚書」を各事務所長と締結し、災害時の協力体制を確立した。

平成28年8月には、復旧のための詳細設計を迅速に行うため建設コンサルタンツ協会関東支部と「災害時の応急対策業務の実施に関する協定書」を締結した。

#### 3. 官民連携

東日本大震災の発災時における啓開活動を鑑み、 県内での地震や水害等の大規模な災害により、道路 の啓開活動、河川の水防活動、公共土木施設の応急復 旧等に自衛隊への派遣要請が必要となった場合を想 定して、復旧業務等に直接かかわる組織が連携し応 急対策業務を円滑に遂行するため必要な事項を調整 することを目的として、平成25年4月に「大規模災 害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携 会議」を設置した。本会議の構成員は、国、自衛隊、 建設業協会、県の4者からなり、毎年、大規模災害の 事象を想定して、情報伝達訓練を行っている。

### 第7章 栃木県魅力ある建設事業

# 第 1 節 栃木県魅力ある建設事業推進協議会(CCIとちぎ)設立の目的と沿革

栃木県魅力ある建設事業推進協議会(CCIとちぎ)は、平成4年に「産・官・学」による建設事業の円滑な推進を図ることを目的として発足した。県民に建設事業の役割や重要性を理解もらい、さらに公共施設への親しみを一層深めてもらうために各種事業を行っている。CCIとちぎの予算は年々減少傾向にある。

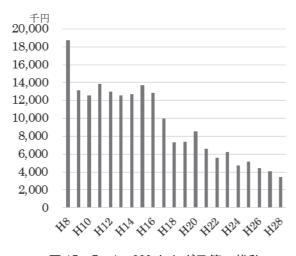


図 15-7-1 CCI とちぎ予算の推移

#### 第2節 CCIとちぎの活動内容

主な活動内容は、以下のとおりである。

#### 1. 災害対策支援事業

災害発生時に、建設業界による自主的な災害復旧 活動の支援や被災地への物資の支援等を行っている。

#### 2. 建設ふれあい事業

建設中の工事現場見学や、建設業界の必要性や素晴らしさを実感できるイベントなどを実施し、地域住民とのコミュニケーションを図る。

#### 3. 土木の日事業

11月18日の「土木の日」を記念して「土木の日」

の集いを開催(土木学会関東支部栃木会と共催)し、 建設事業の正しい理解と健全な育成を図っている。

#### 4. 現場見学会事業

高校生等が建設産業に対する理解と関心を深める ために、また技術者が技術の向上と意識の高揚を図 ために、施工中の工事現場を見学する。

#### 5. 講師派遣事業

建設事業の第一線で活躍する人材を高校等へ講師 として派遣し、将来の建設業界を担う高校生等に事 業の重要生成や最新技術の紹介などを行っている。

#### 6. 広報事業

公共事業の広報活動及び建設事業の PR やイメージアップに繋がる事業を行う。

#### 7. クリーンアップ事業

県内の河川、道路、公園などの清掃・美化活動を 通じて地元社会に貢献している。

#### 8. スマイルー声運動事業

建設業のイメージアップのため、工事現場の周辺 住民に対し、笑顔での挨拶を行っている。

#### 9. 技術力継承事業

先輩方の経験や技術的知見を若い技術者に継承するため、冊子の発刊などを行っている。



図 15-7-2 建設ふれあい事業

# 第8章 技術公務員の資質の向上

#### 第1節 技術の伝承

#### 1. 専門研修

専門研修事業は、公共事業の実施に当たり、複雑多様化している行政需要に的確・迅速に対応するため、 専門知識・技能を習得させ、もって職員の職務能率 と資質の向上を図るものとし毎年実施してきた。

「技術職員の大量退職」による職員の技術力の低下等の課題に対応するため、平成20年度から平成22年度までの3年間、35歳以下の技術職員に対し、現場研修を中心とした専門研修を集中的に行ってきたところであるが、平成23年度は研修形態を見直し、全ての技術職員を対象として実施した。

平成 24 年度からは、(財) 栃木県建設総合技術センターが公益法人化の一環として、従来の研修目的を踏襲しながらも、最新の事例・諸課題の知識の習得や、これまでカバーしきれなかった分野(建築分野、下水道分野)も含め自主事業として運営される。この研修形態の変更に伴い、これまで委託契約で行ってきた研修の一部を、参加人数に応じて負担金を支払う形態としたが、利用が少なかったため、平成25 年度からは技術管理課で一括管理とした。

平成 24 年以降、新採職員が増加したことにより、 平成27年度から新採研修メニューの大幅な見直しを 行い、レベルを明記し、河川砂防計画研修や丁張り 研修など特化した研修を行っている。

#### 2. 県土整備行政用語集の策定について

平成4年7月に、日常使用される土木事業の用語を中心に「土木用語集」が作成され、その後、平成11年7月に「土木行政用語集」として策定し直された。

団塊の世代の大量退職などにより、若手技術者や 組織改編に伴う専門分野における技術の伝承が課題 とされ、平成25年に「県土整備行政用語集」が策定 され、その後、毎年見直すこととされた。

#### 3. 現場の教科書

平成17年3月に「事故から学ぶ」及び「対応事例 集〈建設事業のトラブル事例と改善策〉=失敗を未 然に防ぐために」を策定し、失敗例からの教訓を活 かしたテキストとして講習会や現場で活用されてき たが、情報が時代に追いついていないとして、平成 20年度に「現場の教科書」を作成した。

平成26年度に、新たに建築・電気・機械編を追加し、県・市町及び業界等から幅広く事例を収集して、「現場の教科書II」を策定した。



図 15-8-1 現場の教科書



図 15-8-2 現場の教科書Ⅱ

#### 第15編 技術管理

#### 第2節 栃木県建設技術協会

#### 1. はじめに

昭和21年12月7日、建設技術関係者の技術水準 及び社会的地位の向上並びに建設技術関係者の連 携・交流を図り、安全・安心で豊かな国土づくりに 寄与する施策の円滑な推進及び良質な社会資本の整 備・保全に資することにより、社会の発展と公共の 福祉の向上に寄与すること目的とし、一般社団法人 全日本建設技術協会(以下、全建)は設立された。

栃木県建設技術協会(以下、栃建)は、全建業務 運営規則第2条に基づき、全建設立と時を同じくし て当初会員数226名で設立された。以来、平成10年 に最多の会員数となっており、1,485名の会員数を数 えた。設立から70年が経過した平成28年度では、 約1,000名の会員数となっている。(図 参照)

#### 2. 事業概要等について

- (1)総会及び委員会の開催 総会1回/年、委員会3回/年 実施
- (2) 建設行政の合理化、並びに建設技術関係者の技術水準及び地位の向上に関する調査、研究、 建議、並びに宣伝啓発の実施
- (3) 研究会、講演会、見学会の開催 毎年、県内の土木事業及び土木工学の発展に 寄与するため、土木学会関東支部栃木会との 共催により研究発表会を開催。平成28年度 で34回目。
- (4) 機関誌、その他印刷物の刊行 「栃建ひろば」「現場の教科書 I・II」「東日本 大震災の記録」などを発刊
- (5) 会員相互の親睦及び厚生に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

#### 3. 各種表彰について

栃建は、全建及び関東地区建設技術協会連合会(以下、地区連)が実施する各種表彰に該当する事業及び人物があった場合、全建もしくは地区連宛て推薦している。これまでの受賞数は36事業、208名である。(表参照)

また、全建関係各賞に推薦するほか、栃建として も、個人又は事業に対して表彰を行っている。個人 表彰としては、栃建特別賞と栃建賞の2つの表彰が あり、協会の発展に貢献したもの、建設技術の向上 に寄与したもの、建設行政又は他の会員の模範とな る業績のあったものを表彰している。事業表彰とし ては、他の模範となるものを表彰している。

#### 4. 青年部

栃建の活動趣旨のもと、30 才以下のもので青年部 を組織し、青年ならではの活動を行っている。

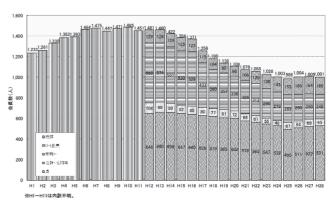


図 15-8-3 栃建会員数の推移 (H1~H28)

表 15-8-1 全建賞(事業賞関係)受賞数一覧

表彰の種類	部門	受賞数
	道路	7
	河川	7
全建賞	都市	9
	住宅	2
	建築	5
	協同(※1)	1
	調査研究等	2
全建準賞(※1)	道路	2
土建竿貝(木I) 	河川	1

※1 H28現在、賞もしくは部門の設定なし

※2 集計年度:S30~H27

表 15-8-2 全建関係各賞(個人賞関係)受賞数一覧

表彰の種類	表彰実施主体	受賞数
谷口功労賞	全建	32
小沢賞	全建	29
関東地区建設技術協会 連合会連合会長賞	地区連	86
全建功労賞	全建	61

#### 第3節 土木学会関東支部栃木会

土木学会関東支部栃木会は、平成8年に発足した。 栃木県内の土木建設に携わる産・学・官の各層が集 る体験型の見学会を一般者も対象に実施。 い、土木工学の進歩及び土木事業の発展に寄与する とともに、21世紀における県土の発展・社会資本の 整備のため、研究活動、情報交換、広報活動を展開 しており、技術管理課が事務局を担っている。

#### 1. 活動概要

- (1) 総会の開催(1回/年)
- (2) 幹事会・部会等の開催 (適宜開催)
- (3) 研究発表会

県内の土木事業及び土木工学の発展に寄与するた め、栃木県建設技術協会との共催により研究発表会 を開催。

#### (4) 技術講習会

会員の技術力を研鑽する取り組みとして、日本技 術士会栃木県支部との共催により「技術士を志す方 への情報提供講座」を開催。

#### (5) 土木の日イベント事業

11月18日の「土木の日」を記念し、CCI とちぎと の共催により宇都宮市内において講演会等の記念事 業を実施。

#### (6) エクスカーション

地域の自然や歴史、文化とともに社会資本に触れ

- (7) 各種講習会、シンポジウム等への参加・支援 土木工学に関する各種講演会、シンポジウム、学 生イベント等へ積極的に参加又は支援する。
  - ① 「コンクリートカヌー大会」参加団体への 支援。
  - ② 各種シンポジウムへの協替。
  - ③ 各種研究発表会等への参加・支援。
  - ④ 小中学校を対象に土木に関連した題材で 「総合学習」等の実施及びその支援
- (8) 広報活動の積極的な展開
  - ① 土木工学及び土木事業の普及・広報のため ホームページ等で積極的な広報活動を行う。
  - 新年度における会員名簿を作成し、会員 に配布する。

#### 2. 部会

栃木会は、企画運営部会、学術研究部会、広報交 流部会の3部会で構成されている。各部会の活動内 容は、表 15-8-3 のとおりである。

表 15-8-3 各部会の活動内容

-F- F	A 3575 24 40 A	24 415 TT 050 450 A	A 114 - L- 124 - L- A	
項目	企画運営部会	学術研究部会	広報交流部会	
	栃木会の総合企画及び総	土木工学、土木事業の調査、	広報活動及び見学会等会員	
	会・幹事会の運営に関すること	研究、講演会等に関すること	の交流に関すること	
	【主な事業】	【主な事業】	【主な事業】	
	・事業計画、予算の立案	• 研究発表会	・広報ホームページ運営	
活動内容	・総会、幹事会の運営	・技術講演会	・エクスカーション	
	・総合学習支援	・その他調査研究活動	・土木遺産	
	・新規会員募集		・その他会員の交流に資する	
	・会員名簿の作成		活動	

### 第9章 公益財団法人 とちぎ建設技術センター

#### 第1節 設立の経緯と目的

昭和43年4月社団法人栃木県建設コンサルタントを発足し、測量を中心とした業務を開始した。昭和56年4月栃木県の外郭団体として組織改編を行い業務の拡大を図った。また、昭和62年6月に名称を社団法人栃木県建設技術センターに改め、さらに、平成6年4月には、名称を財団法人栃木県建設技術センターとし、法人格を改めた。

平成12年4月1日に、栃木県下水道公社との組識統合を行い、名称を「財団法人栃木県建設総合技術センター」に改め、平成14年度には、行政機関以外では初めてとなる建築確認検査業務を開始した。

その後、平成20年12月1日の公益法人制度改革3 法施行により、県及び市町村への技術支援を目的と した平成24年3月に公益財団法人として認定を受 け、同年4月1日に名称を「公益財団法人とちぎ建 設技術センター」と改め、業務を再スタートした。

平成25、26年度には、県の包括民間委託の拡大にあわせ、浄化センターの統合管理を実施したほか、一方で、市町村からの様々な相談に対応するため、26年度には企画開発課及び建築課内に市町村相談窓口担当職員を配置したほか、27年度からは研修課内に市町村支援担当グループを、28年度には建築課内に建築支援担当ループを設置し、市町村支援の更なる強化拡充を図ってきた。

特に、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を契機に改正された道路法の運用に伴い、道路管理者に定期的な点検診断と計画的な補修等が義務化されたことで、平成27年度からは、多くの市町の点検診断業務を受託することとなった。

平成24年3月の公益財団法人認定後も、高度成長期から半世紀が経過する中で、社会資本の老朽化対策や強靱化対策など品質確保の重要性が改めて強く叫ばれるようになったことから、新規事業の追加や

公益目的事業と収益事業の区分見直し等を行い、平成 27 年 12 月には栃木県知事から変更認定を取得するなど時代の要請に応じてきた。

#### 第2節 センターの概要

1 設立年月日 昭和43年4月1日

2 法 人 格 公益財団法人

3 公益財団法人設立 平成24年4月1日

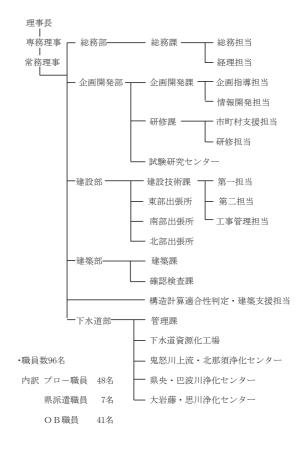
4 所 在 地 宇都宮市竹林町 1030 番の 2

栃木県庁河内庁舎別館

5 基本財産 55,000千円

内訳 栃木県 (出捐金) 20,000 千円 市町村 (出捐金) 15,000 千円 旧技術センター 20,000 千円

6 組織概要(平成28年4月1日現在)



#### 第3節 事業内容

平成28年4月1日現在の業務内容は下記のとおりである。

#### 1. 公益目的事業

- (1)下水道施設に係る管理運営支援・調査研究及び普及 及 及 及 発 事業
- (2)下水道排水設備工事責任技術者に係る資格試験、 更新講習及び登録等に関する事業
- (3) 市町村が行う社会資本の整備や保全に関する技術的支援業務
- (4)公共工事に関する専門研修事業
- (5)建設関連企業定年退職者等の熟練技術者を活用した技術的支援事業
- (6) 道路・河川公園等の公共施設のボランティア等活動支援事業

#### 2. 収益事業

- (1)建設事業に関する調査、検査、試験研究及び技術 的支援事業
- (2)公共工事に関する資料の収集・情報提供・専門研修及び普及啓発事業
- (3)公共建設工事(公共建築工事を除く。)に関する測量、設計、積算、工事管理事業
- (4)公共建築工事に関する測量、積算、工事監理事業
- (5)建築基準法等に基づく建築確認検査事業及び構造 計算適合性判定事業
- (6)住宅性能評価、住宅性能保証及び住宅瑕疵担保責任保険に関する事業
- (7)独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明等に関する事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 第4節 業務状況

平成 10 年度をピークに公共事業予算が減少したが、 平成12年度の栃木県下水道公社との組織統合に伴い 下水道維持管理業務が新たに追加されたことで、受 託額が28億円と大幅に増加した。

平成17年度には30億円を超えるまでに伸びたが、 平成22年度には県でスタートした一部包括的民間委 託の実施に伴い18億円にまで激減した。その後も包 括的民間委託の拡大により下水道維持管理業務予算 は漸減したが、東日本大震災に起因する建設関連業 務の増加等により平成26年度までは18億円程度の 受託額で推移してきた。

平成27年度には、関東東北豪雨による災害復旧支援関連業務や市町からの道路施設点検診断監理業務を新たに受託したことにより、21億円を超える実績額を計上することとなった。

一方、公益財団法人としての資格要件でもある公益目的事業比率については、認定初年度からの3年間は60%程度で推移してきたが、平成27年12月に変更認定を受けたことから27年度は82%にまで引きあがり、安定した経営基盤を構築することができた。

今後も健全経営を確保しつつ、県の補完的機関として連携を深めるとともに、市町への技術的支援をさらに強化拡充するなど、信頼され期待される公益財団法人としての役割を着実に果たして参りたい。

表 15-9-1 受託業務の実績

	単位: 億円			単位:%				
年度	企画	研修	試験	建設	建築	下水道	合計	公益目的事業比率
H12	0.4	0.2	1.1	4.8	0.8	20.2	27.6	
H17	0.6	0.1	1.0	4.8	0.6	23.3	30.4	
H22	0.5	0.1	0.8	4.1	1.4	11.0	18.0	
H24	0.6	0.1	0.7	5.2	1.8	10.5	19.0	63
H25	0.7	0.2	0.8	4.9	1.9	10.0	18.4	58
H26	0.6	0.2	0.7	4.9	1.1	9.9	17.3	60
H27	0.6	3.1	0.7	6.8	1.7	8.5	21.5	82

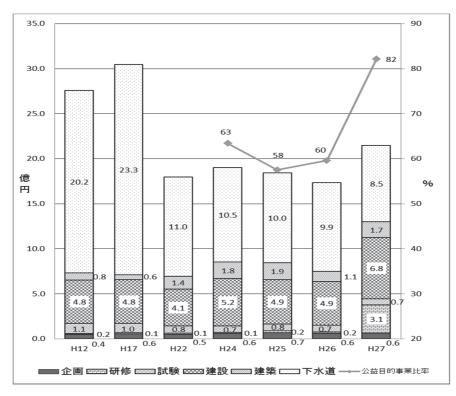


図 15-9-1 受託業務の実績の推移